

資料

令和2年5月11日開催
第3回美瑛町議会臨時会資料

○条例の一部改正

- | | | | |
|-------|--------------------------------|-------|-----|
| 議案第1号 | 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について | ----- | 1～2 |
| 議案第2号 | 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について | ----- | 3～4 |

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による町民生活への影響を鑑み、特別職の職員の期末手当の減額を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

令和2年6月に支給する町長及び副町長の期末手当の割合を次のとおりとする。

現状の期末手当の割合	令和2年6月に支給する 期末手当の割合
100分の225	100分の202.5

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

令和2年5月11日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第4条 【略】 附 則 1～7 【略】 <u>(期末手当の割合の特例措置)</u> 8 令和2年度に限り、条例第2条第4項の規定の適用については、<u>「6月に支給する場合には100分の225」とあるのは「6月に支給する場合には100分の202.5」とする。</u></p>	<p>第1条～第4条 【略】 附 則 1～7 【略】</p>

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による町民生活への影響を鑑み、美瑛町教育委員会教育長の期末手当の減額を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

令和2年6月に支給する教育長の期末手当の割合を次のとおりとする。

現状の期末手当の割合	令和2年6月に支給する 期末手当の割合
100分の225	100分の202.5

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表

令和2年5月11日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】 附 則 1～2 【略】 <u>(期末手当の割合の特例措置)</u> 3 <u>令和2年度に限り、条例第2条第4項の規定の適用については、「6月に支給する場合には100分の225」とあるのは「6月に支給する場合には100分の202.5」とする。</u></p>	<p>第1条～第6条 【略】 附 則 1～2 【略】</p>

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による町民生活への影響を鑑み、議員の期末手当の改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

令和2年6月に支給する議員の期末手当の割合を次のとおりとする。

現状の期末手当の割合	令和2年6月に支給する 期末手当の割合
100分の225	100分の202.5

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

令和2年5月11日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第5条 【略】 附 則 1～3 【略】 (期末手当の割合の特例措置) 4 令和2年度に限り、条例第5条第2項の規定の適用については、<u>「6月に支給する場合には100分の225」とあるのは「6月に支給する場合には100分の202.5」とする。</u></p>	<p>第1条～第5条 【略】 附 則 1～3 【略】</p>